



広報

川越

— No. 342 —

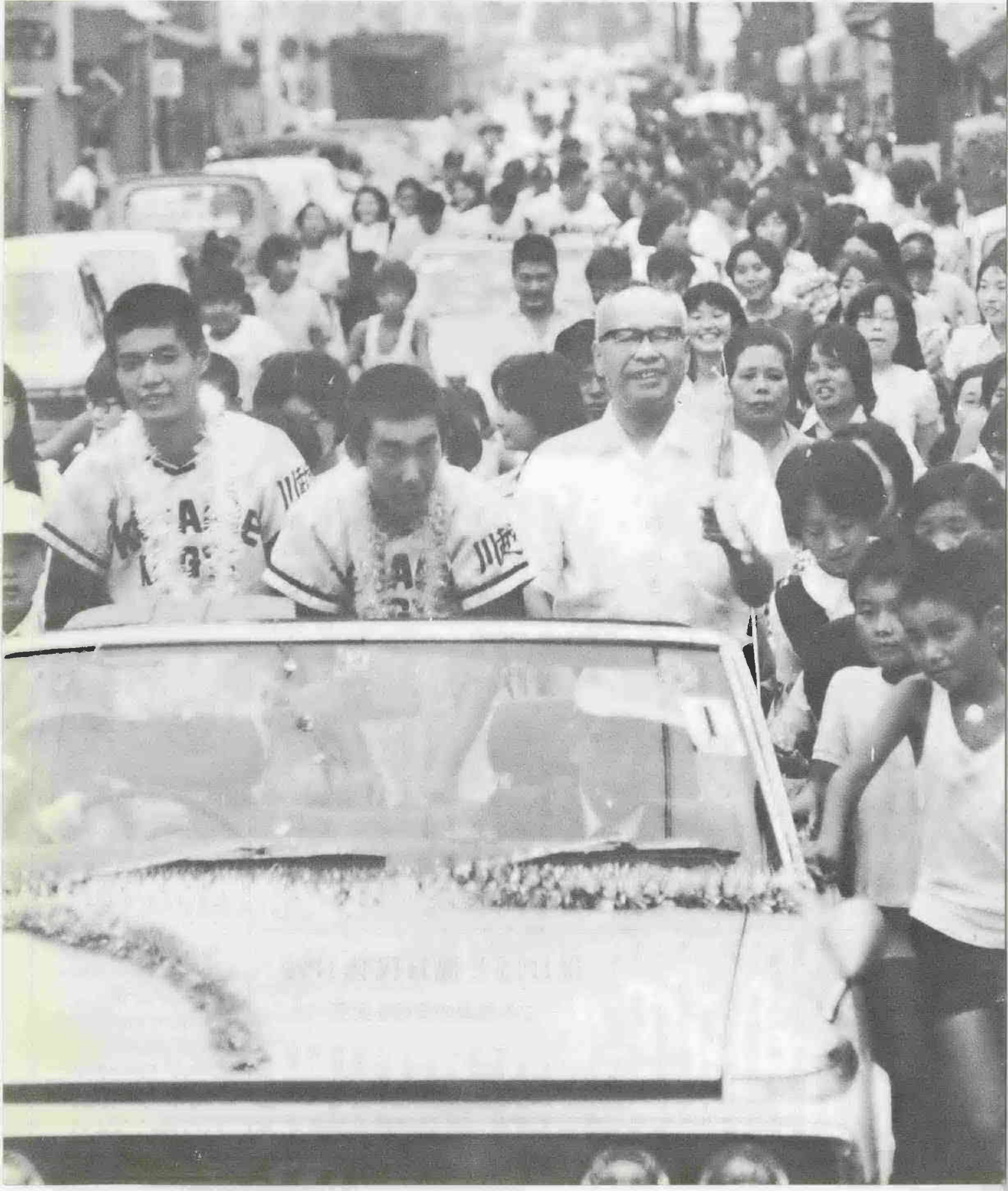
9月10日

■発行所 川越市役所

■電話 川越 (0492) 24-8811(代)

■発行人 川越市長 加藤 瀧二

■編集 企画部企画課



主な内容

生きがいのある老後生活を …… 2～3P

敬老特集、祝日のごみ収集、すず虫の放し飼、水洗化区域神明町の一部を拡大

市民のページ …… 4～5P

写真ニュース、川越の歴史、はくらの作文、愛のプレゼント、グループ紹介

お知らせのページ …… 6～7P

第26回市民体育祭総会開会式、レントゲン間接撮影、計量器の定期検査、第19回文化めぐり、婦人会館料理講習会、県自転車公園・室内温水プール案内ほか

交通安全だより …… 8P

スクールゾーン内の規制強化に説明会を開催、交通指導員から一言、秋の全国交通安全運動、古谷地区で安全教室

市議会編 …… 9～12P



生きがいのある老後生活を

日本人の平均寿命は、年々大幅に伸びています。そしてこの傾向は今後さらに続き、世界でも有数の長寿国になることが予想されています。

このことは、喜ばしいことですが一方で、核家族化の進行、扶養意識・扶養能力の減少、物価の上昇による貯蓄の減価など、老人をとりまく諸条件は次第にきびしいものになっています。

そこで、市では、老人を対象とした諸施策を積極的に進め、少しでも、そして一人でも多くのおとしよりの生きがいのある楽しい老後が過せるよう老人福祉事業を進めています。

ここに掲載したものは、国・県・市で行っている老人施策の一部です。お気軽に利用して、楽しい老後を通してください。

生きがい

敬老特集

おとしよりの余暇のために

高齢者学級 新しい知識の吸収と、これからの健康な生活を考え、家庭と社会の中での高齢者のあり方を学ぶもの。各地区公民館が社会教育活動のひとつとして開講しています。中央公民館、南公民館、霞ヶ関公民館、高階公民館、古谷公民館、大東公民館、明治青年学級。以上は来年三月まで。名細公民館、下広谷南公民館はともに福寿学級の名称で来年二月まで。六十歳以上の方なら、どなたでもいつでも受講できます。それぞれの公民館にお問合せください。

音楽会館 六十歳以上のの方のい

おとしよりの仕事のために

市民サービス部 市民サービス部では、お年寄りの方にもできる軽作業の求人がありますので、お気軽にご相談ください。専門の相談員が親切に説明してあげさせていただきます。

65歳以上の方を対象に 老人の一般健康診査

ことしは九月二十日から、六十歳以上の方を対象とした一般健康診査を、医療機関の協力を得て実施します。

この診査は、老人福祉法に基づき、ことしは九月二十日から、六十歳以上の方を対象とした一般健康診査を、医療機関の協力を得て実施します。

健康診査は、次の要領で行います。無料です。該当する方は、お気軽に受診してください。

▽診査日時 九月二十日から十月二十日まで、時間は午前九時から正午（休診日は、医療機関によって異なりますので、事前にお調べください）

▽対象者 明治四十一年四月一日以前に生まれた方。

老人医療

68歳から無料で 老人福祉の増進をはかる目的で六十八歳以上の老人を対象に、医療費の助成を実施しています。国保または社会保険（本人は除く）の被保険者で六十八歳以上の方は、所得に関係なくだれでも老人医療無料制度の適用が受けられます。（ただし初診料は本人負担）

該当する方は、市の福祉事務所に申請して「老人医療受給者証」の交付を受けてください。

老人のお世話は 家庭奉仕員が

家庭奉仕員は、単身老人やひとり暮らしの老人、重度身障者のご家庭を訪問し、その方々の身のまわりのお世話をしています。

対象は、六十五歳以上の単身またはひとり暮らしの老人で、低所得世帯に限りです。

家庭奉仕員の派遣を希望される方は、市の福祉事務所に派遣申請を出してください。

市の敬老年金

15日ごろお手元に 市では、七十五歳以上のおとしよりの方を対象に、昭和四十五年度から「敬老年金」を贈っています。

これは、おとしよりをさやまうとともに、その長寿を祝福しようとするもので、支給の方法は、地域の民生委員を通じて、九月十五日（敬老の日）の前後に該当者にお渡しすることになっています。

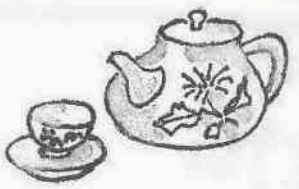
なお、支給額は本年度改正し、増額しました。

ねたきり 老人に手当

対象は65歳以上の方 市内には、現在ねたきりの方が約三百人もいます。

市では、これらのおとしよりの精神および経済的な負担を少しでも軽くしてあげようと、ことし一月から、ねたきり老人に手当を支給する制度を設けました。

◎要件と手当額



表紙説明

4年ぶりに2度目の甲子園行きを決めた、県立川越工業高校は、大半の予想を裏切りベスト4に食い込みました。「よくやった」「よくやった」凱旋選手のパレードを迎える熱狂的な市民の口から出る言葉は、ただこれだけ。

本当によくがんばってくれました。

〔写真は、8月23日市内をパレードする選手団〕

祝日(15)と祝日代休日(24)

ごみ収集の日程を変更

九月中のごみ収集日の一部を祝日および祝日代休日などの関係で、次のように変更して実施します。

お間違いないようご協力ください。

▼九月十五日敬老の日のごみ収集を九月十四日（金）に繰上げて実施する地域

脇田町、菅原町、脇田本町、富士見町、仙波町二丁目（一部）、上野田町、小室町、小ヶ谷町、今成町、石原町一丁目、岸町一丁目、新宿町一丁目、旭町一丁目、旭町二丁目、福原出張所管内全域、霞ヶ関管内全域、霞ヶ関北出張所管内の一部（駅東、西自治会、東急団地）、名細出張所管内の一部（釣場、上戸）、高階出張所管内の一部（砂、高砂、旭住宅、扇河岸、砂新田川越街道東側）

なお、高階出張所管内の砂新田上・下地域は、平常どおり十五日に行います。

巡回浴そう車で 入浴のサービス

九月一日から市内のねたきり老人（六十五歳以上）を対象に巡回で入浴のサービスを実施しています。長い病床生活を続け、入浴したくてもできないおとしよりの方で入浴を希望される方は、福祉事務所へ申請してください。

同居老人の居室に 住宅融資を増

市の住宅資金制度には、同居中の六十五歳以上の老人直系尊属の居室を取得する場合には、融資枠のほかに五十万円を限度とした、割増融資が受けられます。（商工観光課）

水洗化区域 神明町の一部を拡大

八月十七日から、次の区域が水洗可能になりました。

＜次の番地の一部地域＞

▽神明町二丁目六番地二・九・二七番地一～三

＜次の番地の全地域＞

▽神明町二丁目六番地一・二〇、二八番地全域、二九番地全域

三芳野神社うらにすず虫を放し飼

すず虫の愛好会大隅豊さんでは、初雁公園の三芳野神社うらにすず虫を放し飼して、自然の中で鳴くすず虫を市民の人たちに楽しんでもらおうと、市の公園管理事務所（☎22-1301）と共催で、計画を進めています。

愛好会では、三芳野神社うらにすず虫が自生するまで、毎年放飼いを続け、餌は会員が交替で与えるようにするそうです。

家庭にたくさん飼っている方でも、ぜひ協力ください。

すず虫を放すときは、公園管理事務所へお立ち寄りください。

ぼくらの作文

今日は、二回目の地区プールです。プールサイドに集まり、じゅんび体をしようして、からだに水をかけてプールの中に入りました。

上級生の人たちは、水しぶきを上げて軽く十メートルを泳いでしまいましたが、ぼくは太って、すぐに息がつかって苦しくなりました。でも時には、十メートル泳げることもあります。十メートル泳げると、赤線が一本もえけるのです。ぼくは、ほしくてほ



高階小四年 田 中信也

プー ル

清水君たちは、ぼくよりも何メートルも先に行っていました。それから、くり返しくり返し練習しましたが、残念ながら時間がきてしまいました。家に帰ってお母さんに、「今日も、十メートル泳げなかったよ。」と、言うよ。

自由時間になったので、六年生の清水君たちときょうそうしました。ぼくはがんばって息がきれるまで泳ぎました。立ってみたら、「今日は、調子が悪かったから、」と、お母さんも、びっくりしたよ。お母さんが赤線をぬいつけてくれた、かっこいいぼうし、……考えるとき楽しくなります。

写真ニュース

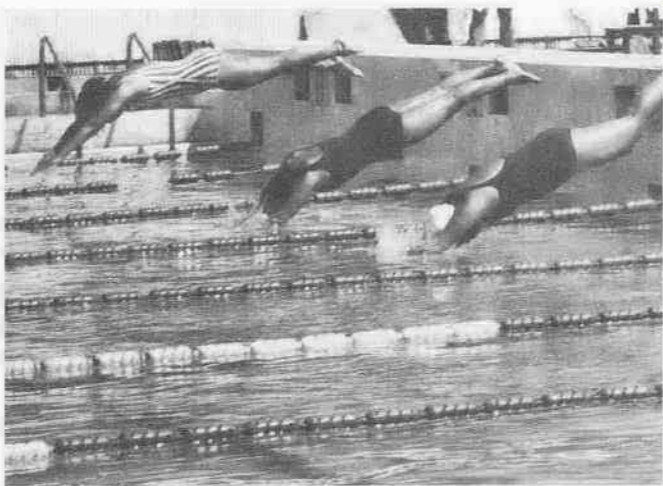
みなさんのまわりで面白い話題がありましたら、企画課広報係までご連絡ください。

水しぶきをあげて力泳

第26回市民体育祭水泳の部

9月2日、市・市教委・市体育協会主催の第26回市民体育祭水泳の部が県立川越高校プールで行われました。

当日は、ジュニアA・B、一般A・B・Cの各部に分かれ、自由型、バタフライ、リレーなどの競技が行われ、参加者は水しぶきを上げて力泳していました。



川越商が準優勝

全国高校英文タイプ競技会

8月12日、東京で開かれた全国高校英文タイプ競技大会で、川越商(埼玉代表)が準優勝しました。川越商の英文タイプ部は以前から有名で今回おしくも優勝を逸しましたが、その成績は国際タイプ競技成績レベルと高いものでした。今後同校英文タイプ部の国際舞台での活躍が期待されています。



後継者の養成と情操教育に

万作踊りを指導

下老袋の万作踊り(県指定無形文化財)保存会(会長関根次太郎さん)では、後継者の養成と、子どもたちの情操教育を兼ね、万作踊りの手ほどきをしました。練習は8月8日から25日まで行われ、会場となった地区公民館には、小学校1年から6年までの子どもたち19人と母親多数が毎日休みなく集り、熱心に練習、難しい「ふり」ですが、熱の入った指導と、真剣な練習で、めきめき上達二つの踊りをマスターしました。



川越の歴史



丹治氏へ依頼は謎

養寿院銅鐘の製造

実際の製作者である鑄師の丹治久支、大江真重の二人についてはどのような経歴の人物か、よくわかっておりません。ただ丹治久支については、河内国(大阪府)の鑄物師丹治久友と同一人物なのかあるいは久友の子息か弟子なのか、現在のところでは今後の研究にまつ以外にありません。いずれにしても、丹治氏の一族であることは確かです。彼が関東へ来たのは鎌倉の鑄物師物部重光が鎌倉の大仏を鑄造するとき、物部氏の手助けをするために招聘されたのが直接のきっかけだといわれています。大仏は建長四年(一二五二)に完成しましたが、すぐには郷里へ帰らずしばらく鎌倉に滞在していたらしく、この期間に河越経重から銅鐘鑄造の依頼を受けて製作したものでしょう。では経重はなぜ丹治氏に依頼したのでしょうか。鎌倉には物部氏が鑄物師棟梁として、とくに北条氏の厚い信頼をうけ大仏鑄造の功勞により大和権守に任ぜられて強い勢力を持っていた。鎌倉の各大寺院や前に述べた慈光寺など鎌倉を

中心とした関東各地の有名寺院の銅鐘をほとんど鑄造しました。したがって丹治氏は鎌倉に近い所では、彼独自の仕事が多くなかなかできなかったといわれており、丹治氏の鑄造したもので現在までに知られているのは、川越のほかに般若寺(茨城県土浦市)にあるだけで関東地方には二つしかありません。鎌倉に近い川越で、しかも將軍の隨從人になるような有力な武士である経重が、何故大きな力を持っていた物部氏に依頼しないで、丹治氏を選んだのかまったく謎につつまれております。と同時にこれを解明することによって、幕府内部における経重の性格や彼と北条氏との関係などが一層明らかになるかもしれません。その意味で経重と丹治との関係は鎌倉時代の郷土史を研究するうえでたいへん興味深いものがあるといえましょう。もう一人の大江真重については全然記録がなく、どのような人なのか不明です。

以上のようにこの銅鐘は貴重な金石資料なので、昭和三年という早い時期に国宝(現在国指定重要文化財)に指定されております。なおこの時代の鑄物師としてはほかに主に甲斐国で活躍した卜部氏、下総上総両国での清原氏、相模国の和泉守等がおります。(以下次回へ続く) 市史編さん室

グループ紹介

- 草・木・花に興味をお持ちの方、鉢物や盆栽を趣味としている方生活の中におおいをもたせるために趣味の仲間をふやし、情報や技術の交換などをしませんか。
- こんな呼びかけで公民館の盆栽教室に参加した有志が母体となつて生まれたのが山田盆栽会です。
- 現在会員は六十八名、文字どおり老若男女、ベテランから初心者まで、趣味を通じてのなごやかな仲間集団です。
- この会は今年の四月にできたばかりではややですが毎月一回の例会(主として実技講習)に集まるのを楽しみにしています。
- 会員の中には山田に来て日も浅い方も多く、趣味を通じ

山田公民館 山田盆栽会



て新旧住民の融和、心のふれあいができ、地域発展の一翼をなっている感もあります。事業面では例会のほか、公民館との共催で六月に「さつき展」を開きました。また、十一月には盆栽会を予定しています。会員たちは自分たちだけでなく、地域社会のために積極的な活動をし明るい環境づくりを進めたいと張り切っています。

※くわしくは、山田公民館(大字山田二六一七、☎〇四一九四)へお尋ねください。

夏プール開園まで、季節や天候に関係なく泳げると毎年好評。ただし月曜日は休みです。午前十時から午後五時まで、三時間までおとな三百円、こ



室内温水プール
同じく九月十一日から、室内温水プールもオープンします。来年度の

この秋を自転車公園や室内温水プールで
県運動公園



自転車公園
ジョイフルフラミンゴ、デコなどの変り種自転車。秋空の下のパイコロジはいかがでしょう。上尾市にある県運動公園では九月十一日から十一月十七日まで「自転車公園」を開園します。午前十時から午後五時まで（月曜日は休園、一時間五十円）。

県が「県民の日」記念作文を募集
十一月十四日の「県民の日」を記念して、県では県内児童・生徒の作文を募集しています。小学生（四年以上）：「わたしが住んでみたいまち」または「わたしがおとなになったら」。千二百字以内。

建築の無料相談会
○九月十三日から十八日まで
○午前十時～午後六時の間
○丸広百貨店六階
主催：青年建築家連盟
後援：川越市・川越商工会議所

県が「県民の日」記念作文を募集
十一月十四日の「県民の日」を記念して、県では県内児童・生徒の作文を募集しています。小学生（四年以上）：「わたしが住んでみたいまち」または「わたしがおとなになったら」。千二百字以内。

お問合せは、県運動公園事務所（☎〇四八七七一四一四一六）または、県水上公園協会（☎〇四八七七一六七一）へ。

も百円。長さ二十五センチ、幅十五センチ、深さ一・二センチ。四角。まずは過ぎゆく夏の思い出をかみしめながら、おおいにご利用ください。

おしらせ

ひきつづいてレントゲン間接撮影
6つの出張所管内で

- 15歳以上の方で、学校や職場で受ける方を除きもれなく受けてください。
- 着衣のままで撮影できます。
- 妊娠4ヵ月未満の方は胎児に影響がありますので受けないでください。

○福原管内の一部

10.6	9.30~10.30	武蔵町公園	武蔵町自治会
(出)	11.00~12.00	霞町遊園地	霞町
	1.30~2.30	中台八雲神社	中台、事業団住宅、今福宿舎
	3.00~4.00	今福公民館	今福上・下

○大東管内

10.8	9.00~10.30	寿町火の見下	寿町1丁目寿町地
(閉)	11.30~12.00	東小学校	豊島新田、豊田本
	1.30~3.00	大東中学校	南大塚、大塚新田、向ヶ丘団地

10.9	9.00~10.30	大袋公民館	大袋
(休)	11.00~12.00	池辺公民館	池辺
	1.30~3.00	西小学校	山城、高橋、大袋新田

○名細管内

10.12	9.30~10.30	吉田神社々務所	吉田、みよしの
(休)	11.00~12.00	小堤公会堂	小堤前
	1.30~3.00	小堤後集会所	小堤後

13.13	9.30~10.30	平塚公会堂	平塚、平塚新田
(出)	11.00~12.00	下小坂沼田	下小坂
	1.30~3.00	名細公民館	幡井上、上戸、みどり会

○山田管内

10.26	9.00~10.00	上寺山観蔵院	上寺山
(休)	10.30~11.30	野原工業協	福田、沼田西町、中小企業事業団、北山田、南山田、寺山
	1.00~2.30	山田公民館	山田

○霞ヶ関管内

10.23	9.30~10.30	新町公民館	新町、本町、芳地
(休)	11.00~12.00	日高団地	日高団地
	1.30~3.00	霞ヶ関出張所	山崎、大町、水久保

10.24	9.30~10.30	上野公民館	上野
(休)	11.00~12.00	西部公民館	西部、協栄、大笠
	1.30~3.00	霞ヶ関保育園	倉ヶ笠、グリーンタウン

○霞ヶ関北管内

10.22	9.30~12.00	霞ヶ関北公民館	霞ヶ関北出張所地区
(休)	1.00~4.00		

*お問い合わせは、衛生課予防係（☎24-8811、内線253-4）へ。

乳ガン予防検診予約受付
9月20日から

■実施は10月下旬の予定 ■対象は35歳以上の女性 ■申込順に320人まで ■9月20日から受付、衛生課予防係（☎24-8811、内線253-4）へ ■日時・会場などは追って申込者に直接通知 ■費用は400円
*乳ガン予防検診はふつう1,200円かかりますが、市と県がそれぞれ一部を負担しますので400円で受診できます。

10月に狂犬病予防注射
衛生課衛生係

48年度秋季狂犬病予防注射を、10月2日から23日の間に、市内24の会場で順次実施します。
日程などは次号でお知らせしますので、お近くの会場で必ず受けてください。
犬は、昼夜を問わず放し飼いが禁じられています。また、年1回登録をし、年2回狂犬病予防注射を受けなければなりません。
このところ犬による被害が増え、取締りも強化されています。他人に迷惑をかけることのないよう、登録と注射は忘れずに済ませてください。



納期のごあんない
下水道事業受益者負担金（第2期分）
9月29日までに納めましょう

市民相談

市政相談	日曜・祝日を除く毎日	8:30~5:00
一般相談	"	10:00~4:00
交通事故相談	"	"
法律相談	毎月第1~第4水曜日	10:00~4:00
建築相談	毎週月・水曜日	"
内職相談	毎週火・金曜日	"
パート相談	毎月第2・第4火曜日	"
結婚相談	毎週水曜日	"
行政相談	毎月第2・第4木曜日	1:00~4:00

土曜日は正午まで
市民サービス部（☎24-8811、内線861-6）

第26回市民体育祭
総合開会式と
スポーツ公開演技
9月23日、市民体育館

スポーツの秋、市と市教委、市体協では、こどもも十八の種目にわたって市民体育祭を開いてまいります。すでに一、二の種目がスタートしていますが、来る九月二十三日(日)に、市民体育館で次のように総合開会式を行います。

第一部 総合開会式 (午後一時から)

第二部 体育功労者並びに優秀選手表彰 (午後一時三十分から)

第三部 スポーツ公開演技 (午後二時から)

第一回ワールドカップ日本代表チーム「ヤシカ」対「全鐘紡」の女子バレーボール試合があります。

入場無料、ただし入場整理券が必要です。整理券は、九月二十日、午前十時から、市民体育館入口で、先着五百人の方にさしあげます。一人一枚、お子さんには遠慮ください。

市民体育祭もことは第二十三

とき：九月二十七日(木)、午前十時市民体育館前出発。市マイクパス利用。小雨決行。
コース：七曲井狭山市→徳藏寺板碑(東村山市)→平林寺(新座市)→多福寺→三富開拓地割遺跡(三芳町) 定員：二十七人(初参加の方を歓迎)

第十九回
文化財めぐり
申込：九月十七日から十九日まで、市教委社会教育課（☎24-8811、内線三二二）まで。
*費用は無料、ただし拝観料（二百円見当）は負担していただきます。なお昼食は各自用意ください。
*次回は十一月二十九日の予定です。

おしらせ

計量器の定期検査
はかりは正しい目盛で

48年度の計量器定期検査を次のように行ないますので、使用者または管理者は、はかりと定期検査申請書をお持ちください。

検査月日	検査場	区 域
9月17日(月)	中央小学校	新富町1・2丁目、松江町1丁目、仲町、連雀町
9月18日(火)	中央小学校	小ヶ谷町、小室町、三光町、月吉町、六軒町1・2丁目、中原町1・2丁目、田町、今成町、脇田町
9月19日(水)	仙波小学校	仙波町1~4丁目、富士見町、新宿町1~6丁目、通町、岸町1~3丁目、菅原町、南通町
9月20日(木)	富士見中学校	脇田本町、脇田新町、旭町1~3丁目、東田町、野田町1・2丁目、上野田町、広栄町
9月21日(金)	中央公民館	松江町2丁目、郭町1・2丁目、幸町、志多町、杉下町、三久保町
9月25日(火)	中央公民館	宮元町、喜多町、大手町久保町、宮下町1・2丁目、小仙波町1~5丁目
9月26日(水)	中央公民館	石原町1・2丁目、末広町1~3丁目、元町1・2丁目、神明町、城下町、西小仙波町1・2丁目

*いずれも午前10時~午後3時、ただし12時~1時は昼休み。
*該当日に受検できない方は、ご都合のつく日にその会場で受けてください。
*この期間中に検査を受けないと、浦和の計量検定所まで受検に出向いていただくことに

なります。
*ご不明の点は商工観光課（☎24-8811、内線282-3）へ。

婦人会館料理講習会
冷凍食品を生かすなど

- ・とき：〔午前の部〕…10月2日から30日まで、毎週火曜日、午前10時~正午。〔夜の部〕…9月29日から10月27日まで、毎週土曜日、午後6時~8時。
- ・ところ：婦人会館
- ・対象：市内在住、在勤の女性（学生は除きます）。
- ・内容：冷凍食品の上手な使い方、季節の料理。
- ・講師：田島ヨネ先生（午前の部）、浅見久江先生（夜の部）。
- ・受講料：無料、ただし教材費および雑費として1,700円。
- ・申込：9月20日(木)から受け付けます。教材費を添えて婦人会館へ。申込順に各部それぞれ35人で締めきります。

話し方勉強会9月の例会
南公民館

日時：9月18日(火)、午後6時30分~8時30分。

・会場：南公民館（川越駅西口正面、☎43-0038）。

・テーマ：「話のまとめ方」、講師は言論科学研究所員。会費など一切ありません。お誘い合わせご参加ください。ただし、会場の都合で30人までとなっています。あらかじめ電話で南公民館へお申込みください。

危険物取扱者試験案内
準備講習会も行われます

- 試験日…10月28日(日)。
- 取得試験試験地…川越市ほか県内6市。
- 資格…①甲種は、大学、短大、高専の化学関係課程卒業、6ヵ月以上実務経験者か、乙種免状のある2年以上の経験者。②乙種は、6ヵ月以上の実務経験者、③丙種は、受験資格は問わない。
- 受付…10月1日・2日の両日、午前9時から午後3時30分まで市役所で。
- 日 時…9月20日（8時30分~4時）、21日（9時~4時30分）、所沢市市民会館。
- 申込…消防本部（元町1-2、☎22-0700）。
- *以上くわしくは、消防本部にお尋ねを。

お宅にも郵便受箱を

大切な郵便物が雨でぬれたり風で飛ばされないよう、郵便受箱(ポスト)の設置をお願いしています。お近くの郵便局で、郵政省標準規格品をお求めください。700円です。

ほろかけ祭り(県指定無形民俗資料)

古尾谷八幡神社
西武バス(大宮行)
古谷本郷下車
9月15日(土)



スクールゾーン内の規制強化に

地元との説明会を開催

市と川越警察署では、スクールゾーン内の規制をより強化していくため、八月二十三日市役所で交通規制説明会を開きました。

この説明会は、悲惨な交通事故を防止するため、市と警察署で幼稚園や学校付近の道路の速度制限や駐車禁止区間などの規制案をつくり、これを地元の方の代表である自治会長の方に提示して、規制の協力を求めたものです。

説明会の結果、次の県道・市道の交通規制を実施することについて、地元の賛同が得られました。なお、これらの規制は、公安委員会で決定してから、実施することになります。



- 駐車禁止と速度制限 次の区域を規制予定**
- 《駐車禁止・速度制限》
- ① 大字小室四六八（京小学校裏交差点）→ 月吉町三九一三（境町神明町線横断歩道橋）
 - ② 西小仙波町二一四一三（東照宮南側T字路）→ 仙波町一四一八
 - ③ 水川町一五七（水川町交差点）→ 大字中老袋三〇四一（入間大橋）
 - ④ 大字小ヶ谷二三三（小ヶ谷保育園脇交差点）→ 大字豊田新田一六（関越高速自動車道下）
 - ⑤ 大字的場二〇一一（日本油脂株南T字路）→ 霞ヶ関北三一一七（小畔川）
 - ⑥ 大字古谷上五三二一（古谷上横断歩道橋）→ 同五〇〇七（古谷保育園北交差点）
 - ⑦ 石原町二一七一一（三田交差点）→ 大字下小坂八一（柳橋）
- 《駐車禁止》
- ① 普原町一八一（初雁交通営業所前交差点）→ 新宿町二一一（二行定病院前交差点）
 - ② 旭町一六八（浅井商店前交差点）→ 脇田新町五九（国道一六号交差点）
 - ③ 脇田新町八一三（国道一六号交差点）→ 同八一（授産所前交差点）
 - ④ 脇田新町一八一七（授産所前交差点）→ 野田町二一四一一（かたばみ荘前T字路）

交通指導員から一言

最近、自動車による交通戦争がクローズアップされ、大きな社会問題になっています。中でも、バイコロジーブームによって、自転車の普及は急上昇の一途です。

これに伴って、自転車が原因の事故も非常に多く、八月二十四日の新聞によると県内での自転車に

自転車にもルールあり

自転車の乗る際は、次のようなことをよく知って、必ず実行してください。

- ▽ 自転車の乗る際は、次のようなことをよく知って、必ず実行してください。
- ▽ 自転車に乗ったら左側を通行する。
- ▽ 雨天のカサさし運転をしない。
- ▽ 自転車の二人乗りはしない。（安全用具を備えたものは六歳未満の幼児一人を同乗できる）
- ▽ 夜間、無灯火で自転車に乗らない。
- また家庭では、子どもたちが自転車遊びにでかける際はよく注意をして、事故にあわないようにしましょう。

正しく止めて

歩道などへの自転車

よく歩道に、通行の妨げになるような自転車やうば車などが置かれていたりすることがあります。買物にでかけて、道路や歩道に自転車などを止める場合は、交通の妨害にならないような場所に置いてください。

自転車から降りて押して歩く場合は、歩道のあるところでは歩道を、歩道のない道路では右側を必ず通行してください。

事故防止は市民の手で

秋の全国交通安全運動

九月二十一日から三十日までの十日間、秋の全国交通安全運動が実施されます。

安全パレードを展開

今回の運動では従来から実施している街頭での呼びかけや道路パトロールのほか、新たに「市民総ぐるみ交通安全パレード」を実施します。

このパレードは、川越市交通安全協議会が中心になり関係団体三三の協力を得て行うもので、期日は交通安全運動初日の九月二十一日の午後二時から、コースは、市役所→札の辻→仲町→銀座通り→三和銀行→本川越駅前→仲町→札の辻→市役所。

昭和四十八年一月から七月までの川越市内での事故発生状況をみてみますと、人身事故は七百八件発生し、九百五十九人が負傷、十四人が死亡しています。この運動を機会に、市民一人一人が事故の恐ろしさを十分認識し、お願いたします。

古谷地区で安全教室

八月二十一日、古谷小学校で古谷地区交通安全教室が開かれました。当日の参加者は、母の会の会員や一般の人など約百人。交通安全の勉強や映画会が行われ、参加者は事故防止の気持ちを新たにしました。



昭和四十八年九月十日発行 郵政特種郵便認可 月一回（九月十日、二十日、二十五日）発行（部四四）

として保存しましょう。いつかお役に立つこともあると思います。

＝市議会第5回急施臨時会＝

開催される

乳児に医療費を支給

＝市税条例の一部も改正す＝

市議会第五回急施臨時会は、八月一日午後一時に、市役所に招集され、市庁舎議事堂において開会いたしました。招集にあつたての件名は「川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて」ほか二十一件でした。審議した結果の内容は、つぎのとおりです。



▽川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて

は、地方税法の一部改正にともない、市街化区域の農地の課税に對して、該当する農地の固定資産税、都市計画税の税額を、改正したものです。

▽川越市国民健康保険税の一部を改正する条例を定めることについて

は、地方税法等の一部改正にともない、国民健康保険税の減額する額を、いままで「被保険者一人につき、九万円を加算した金額」と、ありましたが、これを「被保険者一人につき、十万円を加算した金額」と、改めたものです。

以上は、第二日(八月二日)

に、質疑あるいは討論ののち起立採決を実施した結果、原案どおり、可決しました。

▽川越市乳児医療費支給に関する条例を定めることについて

は、乳児が、必要とする医療費を、容易に受けられるようにするため、乳児に対する医療費の一部を、支給することに

より、乳児の保健の向上と、福祉の増進を図るため、その内容は

「乳児」とは満一年に満たない者を言い、「対象乳児」は、市内に住所を有する国民健康保険法による被保険者、または、規則で定める社会保険各法による被扶養者のうちの「乳児」とし「支給期間」は、満一年に達する日の属する月の末日までとし「支給の範囲」は、一、対象乳児が、国民健康保険法による、療養の給付、または、療養費の支給を受けたとき、二、社会保険各法により、対

象乳児に係る家族療養費または、療養費の支給を受けたとき、三、前二号に掲げるもののほか、他の法令による医療の給付を受けたとき「受給資格の登録」は、別に規則で定める、受給資格登録申請書を提出して、乳児医療費受給資格の登録を受けるなどのほか、受給者証の交付、受給者証の提示、支給の申請、支給の方法届出の義務、支給金の返還、委任などを定めたものです。

条例

▽川越市在宅重度心身障害児手当当支給条例の一部を改正する条例を定めることについて

は、在宅重度心身障害児手当の支給対象者の範囲をひろげ、さらに障害児の福祉増進をはかるため、いままで「対象者」として「この条例で、児童とは、十八歳未満の者」とありましたが、これを「こ



▽川越市災害援護特別資金貸付基金条例の一部を改正する条例を定めることについて

は、貸付要件等のかんわによりさらに災害の復旧と、市民生活の安定を図るためのもので、その内容は、いままで「貸付け対象および要件」として「三、他から資金の貸付けを受けることが、困難な者」とあるを削除し、あらたに「市長は、特別の事由があると認めるときは、貸付金について、償還を延期し、もしくは、減免することができる」と、あらたに条項を設けたものであります。

以上は、第三日(八月三日)に、質疑ののち、採決を実施した結果、原案どおり可決しました。

市議会だより

市議会第五回急務臨時会において、審議可決された案件は、つぎのとおりです。

- ▽川越市立山田小学校増改築工事請負契約について
 - は、川越市立山田小学校増改築工事入札の結果で、その内容は、
 - 一、契約の目的 川越市立山田小学校 増改築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金七千二百万円
 - 四、契約の相手方 川越市大字鯨井 千六百十九番地 初雁興業株式会社
 - 五、工期 本契約締結の日から 二百四十日
- ▽川越市立名細中学校増築工事請負契約について
 - は、川越市立名細中学校増築工事入札の結果で、その内容は、
 - 一、契約の目的 川越市立名細中学校 増築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金六千八百万円
 - 四、契約の相手方 川越市大字鯨井 千六百十九番地 初雁興業株式会社
 - 五、工期 本契約締結の日から 二百三十日
- ▽川越市立大東東小学校増改築工事請負契約について
 - は、川越市立大東東小学校増改築工事入札の結果で、その内容は、
 - 一、契約の目的 川越市立大東東小学校 増改築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金五千九百八十万円
 - 四、契約の相手方 川越市広栄町四番地十六 川木建設株式会社
 - 五、工期 本契約締結の日から 二百十日
- ▽川越市立大東中学校増改築工事請負契約について
 - は、川越市立大東中学校増改築工事入札の結果で、その内容は、
 - 一、契約の目的 川越市立大東中 増改築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金六千二百六十八万円
 - 四、契約の相手方 川越市新富町二丁目三十番地一
 - 五、工期 本契約締結の日から 二百十日
- ▽川越市立霞ヶ関小学校増築工事請負契約について
 - は、川越市立霞ヶ関小学校増築工事入札の結果で、その内容は、
 - 一、契約の目的 川越市立霞ヶ関小学校 増築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金六千二百六十八万円
 - 四、契約の相手方 川越市新富町二丁目三十番地一
 - 五、工期 本契約締結の日から 二百十日
- ▽川越市立大東中学校防音改築及び増築工事入札の結果で、その内容は、
- 一、契約の目的 川越市立大東中 学校防音改築及び増築工事
- 二、契約の方法 指名競争入札
- 三、契約の金額 金六千二百六十八万円
- 四、契約の相手方 川越市新富町二丁目三十番地一
- 五、工期 本契約締結の日から 二百十日

増田建設株式会社

本契約締結の日から

二百十日

川越商業高等学校 産振教室増築工事

一、契約の目的

川越市立霞ヶ関 第一保育園新築工事

二、契約の方法

指名競争入札

三、契約の金額

金四千六百八十万円

四、契約の相手方

狭山市新狭山一丁目 一丁目十八番地三 三基建設株式会社

五、工期

本契約締結の日から 百八十八日

議事のあらまし

第一日(八月一日)は、会期を、八日間と決定、諸報告のうち「川越市税条例の一部を改正する条例を定めることについて」ほか二十二議案の提案理由の説明。

第二日(八月二日)は、議案二件を質疑あるいは討論ののち起立採決により、原案可決。

第三日(八月三日)は、議案六件を質疑ののち、採決を実施原案可決。

第四日(八月四日)は、議案一件を質疑。

第五日(八月五日)は、日曜日のため、休会。

第六日(八月六日)は、議案六件を質疑ののち、採決を実施原案可決。

第七日(八月七日)は、議案三件を質疑ののち、採決を実施原案可決。

最終日(八月八日)は、議案六件を質疑あるいは討論ののち起立採決を実施、原案可決しついで安田謹之助議員より「本急務臨時市議会において、すでに市議会に受理されている、十三件の請願を議題とし、審議されたい」との主旨による「緊急動議」が、提出され、所定の賛成者を得て成立しましたので、ただちに、議題とし、採決した結果、賛成者少数のため「緊急動議」は、否決となり、閉会。

- ▽川越市立霞ヶ関第二保育園新築工事請負契約について
 - は、川越市立霞ヶ関第二保育園新築工事入札の結果で、その内容は、
 - 一、契約の目的 川越市立霞ヶ関 第二保育園新築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金四千六百八十万円
 - 四、契約の相手方 狭山市新狭山一丁目 一丁目十八番地三 三基建設株式会社
 - 五、工期 本契約締結の日から 百八十八日
- ▽第一種中層耐火構造市営住宅新築工事請負契約について
 - は、第一種中層耐火構造市営住宅新築工事入札の結果で、その内容は、
 - 一、契約の目的 第一種中層耐火構造 市営住宅新築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金七千三百三十七万円
 - 四、契約の相手方 川越市大手町六番地五 株式会社 中矢組
 - 五、工期 本契約締結の日から 二百十日
- ▽第一種中層耐火構造市営住宅新築工事請負契約について
 - は、第一種中層耐火構造市営住宅新築工事入札の結果で、その内容は、
 - 一、契約の目的 第一種中層耐火構造 市営住宅新築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金七千三百三十七万円
 - 四、契約の相手方 川越市大手町六番地五 株式会社 中矢組
 - 五、工期 本契約締結の日から 二百十日
- ▽第一種中層耐火構造市営住宅新築工事請負契約について
 - は、第一種中層耐火構造市営住宅新築工事入札の結果で、その内容は、
 - 一、契約の目的 第一種中層耐火構造 市営住宅新築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金七千三百三十七万円
 - 四、契約の相手方 川越市大手町六番地五 株式会社 中矢組
 - 五、工期 本契約締結の日から 二百十日
- ▽第一種中層耐火構造市営住宅新築工事請負契約について
 - は、第一種中層耐火構造市営住宅新築工事入札の結果で、その内容は、
 - 一、契約の目的 第一種中層耐火構造 市営住宅新築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金七千三百三十七万円
 - 四、契約の相手方 川越市大手町六番地五 株式会社 中矢組
 - 五、工期 本契約締結の日から 二百十日

以上は、第八日(八月八日)に、質疑あるいは討論を実施、起立採決の結果、原案どおり、可決しました。

設など14件

補正後の

158億74百余万円



進捗 学校建設

川越市立霞ヶ関第二保育園新築工事請負契約について

は、川越市立霞ヶ関第二保育園新築工事入札の結果で、その内容は、

一、契約の目的 川越市立霞ヶ関 第二保育園新築工事

二、契約の方法 指名競争入札

三、契約の金額 金四千六百八十万円

四、契約の相手方 狭山市新狭山一丁目 一丁目十八番地三 三基建設株式会社

五、工期 本契約締結の日から 百八十八日

請負契約は

学校建

一般特別

会計予算は

補正

予算

- 一、契約の目的 第一種中層耐火構造 市営住宅新築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金九千九百九十九万円
 - 四、契約の相手方 川越市新富町二丁目 三十番地一 増田建設 株式会社
 - 五、工期 本契約締結の日から 二百十日
- 以上は、第七日(八月七日)に、質疑ののち採決を実施した結果、原案どおり、可決しました。
- ▽川越駅西口広場地 下道新設工事請負契約について
- は、川越駅西口広場地 下道新設工事入札の結果で、その内容は、
- 一、契約の目的 川越駅西口広場 地下道新設工事
- 二、契約の方法 指名競争入札

三、契約の金額 金四千五百四十万円

四、契約の相手方 川越市大字鯨井 千六百十九番地 初雁興業株式会社

五、工期 本契約締結の日から 二百十日



整備される処理場

- ▽川越市立大東東小学校増改築工事請負契約について
 - は、川越市立大東東小学校増改築工事入札の結果で、その内容は、
 - 一、契約の目的 川越市立大東東小学校 増改築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金五千九百八十万円
 - 四、契約の相手方 川越市広栄町四番地十六 川木建設株式会社
 - 五、工期 本契約締結の日から 二百十日
- ▽川越市立大東中学校増改築工事請負契約について
 - は、川越市立大東中学校増改築工事入札の結果で、その内容は、
 - 一、契約の目的 川越市立大東中 増改築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金六千二百六十八万円
 - 四、契約の相手方 川越市新富町二丁目三十番地一
 - 五、工期 本契約締結の日から 二百十日
- ▽川越市立霞ヶ関小学校増築工事請負契約について
 - は、川越市立霞ヶ関小学校増築工事入札の結果で、その内容は、
 - 一、契約の目的 川越市立霞ヶ関小学校 増築工事
 - 二、契約の方法 指名競争入札
 - 三、契約の金額 金六千二百六十八万円
 - 四、契約の相手方 川越市新富町二丁目三十番地一
 - 五、工期 本契約締結の日から 二百十日
- ▽川越市立大東中学校防音改築及び増築工事入札の結果で、その内容は、
- 一、契約の目的 川越市立大東中 学校防音改築及び増築工事
- 二、契約の方法 指名競争入札
- 三、契約の金額 金六千二百六十八万円
- 四、契約の相手方 川越市新富町二丁目三十番地一
- 五、工期 本契約締結の日から 二百十日

以上は、第八日(八月八日)に、質疑あるいは討論を実施、起立採決の結果、原案どおり、可決しました。

▽川越市道路線の認定について

は、道路新設にともない、岸町一丁目地内の北は、一般国道十六号、南は、川越線踏切に至る道路に接する、岸町一丁目十番地六地先を起点とし、東は、新河岸川に接する地点、岸町一丁目四十一番二、地先を終点とする道路、幅員八メートル、延長二百七十七メートルを、市道第六千三百二十四号として、認定したものです。

以上は、第三日(八月三日)に採決を実施した結果、原案どおり可決しました。

市議会第四回定例会は

流 会 と な る

市議会第四回定例会は、六月十三日に、市役所に招集され、会期四十八日間にわたり、慎重に審議しましたが、全議案の審議が、終了しないまま、流会となりました。

なお、審議の経過および、一部可決された案件は、つぎのとおりです。

▼ 第一日(六月十三日)は、会期を十八日間と決定、諸報告のうち「継続審査」となっていた「昭和四十六年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について」ほか「十特別会計決算」について、審査した結果の決算特別委員長報告がなされ、審議した結果、決算特別委員長報告と併せて、「継続審査」とすることに決定し、専決処分および継続費繰越計算書の報告の公表ののち「川越市税条例の一部を改正する条例」の提案理由の説明。

▼ 第三日(六月十五日)は「専決処分」二件のうち一件「川越市職員勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例」を、質疑のち承認。

▼ 第四日(六月十六日)は「専決処分」の「川越市税条例の一部を改正する条例」について、質疑。

▼ 第六日(六月十八日)第七日(六月十九日)第八日(六月二十日)は、第四日(六月十六日)に引き続き「専決処分」について、質疑。

▼ 第十三日(六月二十五日)第十四日(六月二十六日)第十五日(六月二十七日)第十六日(六月二十八日)第十七日(六月二十九日)は、第八日(六月三十日)に、引き続き「専決処分」について、質疑ののち、会期を、七月十日まで、十日間延長。

▼ 第二十日(七月二日)第二十一日(七月三日)第二十二日(七月四日)第二十三日(七月五日)は、第十七日(六月二十九日)に、引き続き「専決処分」について、質疑、討論のち採決を実施。賛成者多数により承認。

▼ 第二十四日(七月六日)第二十五日(七月七日)は「川越市税条例の一部を改正する条例」を定めることについて「質疑」。

▼ 第二十八日(七月十日)は、第二十五日(七月七日)に、引き続き、提出案に対する質疑ののち、会期を二十日間延長。第二十九日(七月十一日)も提出案に対する質疑。

▼ 第三十日(七月十二日)第三十一日(七月十三日)第三十二日(七月十四日)第三十三日(七月十六日)第三十五日(七月十七日)は、山村健仁議員、

菊地実議員による「市広報に関する」緊急質問。

▼ 第四十一日(七月二十三日)は、正・副議長が、病欠により仮議長による運営とし仮議長選挙のため臨時議長として、栗原定一議員を決定。「勧告」を可決。

▼ 第四十二日(七月二十四日)は、仮議長として、栗原定一議員

一般 特別 会計決算は「継続審査」に

市議会第一回定例会において「継続審査」の付託となっており

▼ 昭和四十六年度川越市一般会計歳入歳出決算認定について

▼ 昭和四十六年度川越市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

▼ 昭和四十六年度川越市川越都下水路建設事業特別会計歳入歳出決算認定について

▼ 昭和四十六年度川越市川越都市計画高階第一土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

▼ 昭和四十六年度川越市川越都市計画川越駅西口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

▼ 昭和四十六年度川越市川越都下水路建設事業特別会計歳入歳出決算認定について

▼ 昭和四十六年度川越市川越都下水路建設事業特別会計歳入歳出決算認定について

▼ 昭和四十六年度川越市川越都下水路建設事業特別会計歳入歳出決算認定について

▼ 昭和四十六年度川越市川越都下水路建設事業特別会計歳入歳出決算認定について

▼ 昭和四十六年度川越市川越都下水路建設事業特別会計歳入歳出決算認定について

員を選出し、以後議会を運営。

▼ 第四十三日(七月二十五日)は、日程に入らず、散会。

▼ 第四十四日(七月二十六日)は、第三十五日(七月十七日)に、引き続き、菊地実議員による「市広報に関する」緊急質問を実施し、回質問を終了。

▼ 第四十六日(七月二十八日)は、日程に入らず、散会。

▼ 最終日(七月三十日)は、会期最終日でありましたが、会議が成立しないため、会期の延長を諮ることができず、流会。

は、日程に入らず、散会。

(六月十三日)になされ、審議した結果、特別委員長報告と併せて、方自治法第百十條第三項の規定により、「継続審査」とすることに決定しました。

専決処分

▼ 専決処分の承認を求めることについて

は「川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等」の一部を改正する条例」で、国民の税日を休日とし、その休日が、日曜日にあたる場合は、その翌日を、休日とする、ことに定め

たものです。

この案件は、本定例会第一日(六月十三日)に、提案理由の説明がなされ、第三日(六月十五日)に、質疑ののち、採決を実施した結果、承認しました。

▼ 専決処分の承認を求めることについて

は「川越市税条例の一部を改正する条例」で、その内容は、個人市民税の各種控除の引き上げ、固定資産税の課税方式の改正、電気ガス税の税率の変更、娯楽施設利用税交付金の交付率の改正などを定めたものです。

この案件は、本定例会第一日(六月十三日)に、提案理由の説明がなされ、第四日(六月十六日)第六日(六月十八日)第七日(六月十九日)第八日(六月二十日)第十三日(六月二十五日)第十四日

勸 告

市議会第四回定例会第二十三日(七月五日)に、

▼ 専決処分の取扱いについて勸告

が提案されその内容は「今定例会において、専決処分について十数日の審議を経てきている。よって、専決処分については、今後、市長は、議会を尊重し慎重に措置することを勧告する。」との主旨によるもので、採決を実施した結果、原案どおり「可決」しました。

▼ 八月二十日午後一時に、三鷹市議会議員が来庁し、「建設行政について」視察されました。

また午後二時に、佐賀市議会議員が来庁し、「総務ならび文教行政について」視察されました。

▼ 八月二十一日午後一時三十分、所沢市議会議員が来庁し、「市政全般について」視察



市議会日誌

されました。